

平成 24 年度事業計画書

(公益目的事業、収益事業、共益事業)

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

社団法人東京薬事協会

平成 24 年度事業計画

概要

世界全体の経済状況が不透明の中、医薬品、医療機器、化学品などのライフイノベーションにかかわる薬業界も、本年度は医療制度において薬価引き下げもあり、マイナス要因が多く予測が難しい一年になると思われれます。

このような中、東京薬事協会は本年度、公益社団法人の認定を得るために積極的に公益に資する事業を進める所存です。

従来からの薬事知識の普及啓発、講習会の開催などの事業に加え、新たに都内の薬科大学の学生への支援、中学生を対象にした企業人による「薬に関する授業など」人材の育成事業をスタートさせる予定であります。

以上、都民の健康増進に寄与しながら、公衆衛生の向上、地域社会における薬事知識の普及啓発を進め、公益法人としての存在意義を明確にし、責務を全うして参ります。

事業の概要

—公益目的事業—

(1) 薬業の向上発展に関する調査研究、資料収集 (第1項)

- ・企業等から提供された薬事に関する資料を整理、調査し、薬種商関連文書を中央区の文化財として申請し、広く都民に公開する。
- ・「第5回くすりの歴史展」の開催、「くすりの紙芝居」の実演を通じて、薬の関心度を高める運動を展開する。
- ・小学校高学年、中学校の教職員に対して「薬の知識に関するアンケート」を実施し、「くすりの適正使用協議会が実施している出前授業要望の有無」を問い、要望があった場合は、くすりの適正使用協議会と連携して「教師向け出前研修」を行う。

(2) 地域社会に対する薬事知識の啓発 (第2項)

- ・一般用医薬品に関する普及啓発イベント (イベント広場)
セルフメディケーションを普及するために、関係団体と協力してイベントを開催する。行政の支援の下、より多くの都民に一般用医薬品の知識を理解してもらうため、薬局の模擬店舗、関係資料の配布、アンケートの実施、くすりの紙芝居の実演を行う。
- ・薬用植物収穫感謝の会 (東京都薬用植物園)

薬用植物の栽培から収穫までの知識を都民に広く普及啓発するために、東京都薬用植物の収穫期に合わせて薬草の展示、講演会、薬用植物見学会、収穫物（種子）の配布等を行う。

- ・薬用植物等の正しい知識や使い方に関する普及啓発運動（ふれあいガーデン）
市民による植物園の利活用、薬用植物園来園促進のための活動として年12回イベントを開催する。また学校教育の一環として薬用植物を知識欲旺盛な児童、生徒に観察させ、けし、大麻の栽培を見学することから薬物乱用防止に努める。
- ・薬用植物生け花・標本展（当協会会議室）
薬と健康の週間（初日10月17日）に合わせて、薬用植物の生け花及び標本展を開催する。同時に薬用植物の「説明パネル」を展示し、展示会を通して広く都民に薬用植物に関する薬事知識を啓発する。
- ・小学生4、5、6年生及び中学生にリーフレット・小冊子の配布（東京都内）
江戸川区と小金井市の地域学童の薬事知識を広める。配布先学校より要望があれば、小冊子「薬の救Q箱 お母さん・子供編」「震災対策編」及びリーフレット「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」について会員から説明する。
 - ・中学生に対して始まる保健体育の「医薬品教育」用の教材（「薬の運ばれ方」「薬の血中濃度」パネル：くすりの適正協議会提供）を貸出し、中学校の医薬品教育を支援していく。
- ・中央区クリーンデーに合わせてリーフレット・小冊子の配布（中央区内）
中央区内の清掃の日（5月30日）に会員が行政の配布物と一緒にリーフレット「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」、小冊子「薬の救Q箱 お母さん・子供編」「薬の救Q箱 震災対策編」、ポスター「医薬品の個人輸入にご注意！」を都民に配布して、都民の保健・衛生知識を高める。
- ・ホームページの維持・管理
当協会が行った公益事業の報告、各種講習会のお知らせ、その発表資料の公開を通じて、都民に薬事知識を広め、公衆衛生の向上を図る。
- ・広報誌としての協会報の発行（年3回）
公益事業の活動状況、各団体との共催事業の報告、文化、薬に関する一般知識を収載して、会員会社のみならず、都民に広く配布していく。この協会報をホームページにて毎回公開していく。協会報を受付に常備し、貸会議室利用者等広く提供していく。

（3）薬事関係法規の研究（第3項）

- ・管理帳簿、自己点検表による薬務管理
薬事法の規定に基づく薬の管理に関する帳簿（管理帳簿）及び管理医療機器等販売・賃貸業に関する帳簿（高度医療機器含む）についての改訂・作成及び頒布を

行う。自己点検表により自己点検の促進拡大を図る。医薬品・医療機器が適正に管理される指針として利用されるために、また毒物、劇物と医薬品の卸売業、店舗販売業及び医療機器の販売、賃貸業として管理点検の情報、収集が計画的、定期的に行われているか指導していく。

(4) 薬事に関する講習会等の開催（第4項）

- ・薬事講習会（年2回）の実施

東京都福祉保健局の係官を講師として、(財)日本薬剤師研修センター（厚生労働省認可）の2単位の研修として管理薬剤師、薬事担当者を対象に薬事に関する講習会を開催し、会員のみならず広く参加を求め、都民の公衆衛生の向上を図る

- ・厚生講演会（公開健康講座）の開催

都民の病気、健康に関するテーマで年2回の講演会を実施し、東京都薬用植物園研修室など誰でも参加できる会場、時間帯を設定し、一般都民の健康に資する。

(5) 給付奨学金制度（第5項）

- ・東京都内にある大学の薬学部の学生で、健康かつ学業優秀でありながら、経済的に就学が困難な者に、奨学金の給付を行い、将来社会に対して保健衛生の向上に貢献しうる人材を育成する。

対象者：薬学部（東京都内の居住者に限る）、定員：2名、毎年4月に募集する。

一人の給付額30万円とし、4月より翌年3月までの1年間を給付期間とする。単年限りとする。報告書の提出により次年度も継続する場合もある。支給方法は7月末までに一括して本人口座に振り込む。申請方法は当協会指定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して、提出する。選考決定は6月末までに当協会選考委員会で選考の上、採否を決定する。学長推薦により採用する場合もある、他の条件等については学校側と協議する。（本年度の募集開始は6月以降とする）

—収益事業—

(1) 貸会議室の管理・運営（第6項）

地域の貸会議室の状況から経済、文化活動機会の確保及び促進に寄与することを目的として、薬業団体、近隣企業等に積極的に貸し出していく。夜間利用のカフェ形式のカンファレンスを開催する。貸出しの時間延長を効率的対応し、利用者の声を反映させて貸出しアップを図る。インターネットでPRに努める。本体事業に付随している飲食手配、コピー、プロジェクター貸出しのサービスも図る。町内会と本町旬会等への無料貸出しも設ける。

(2) 昭和薬貿ビルの管理業務 (第6項)

ビル共用部分の維持管理に関する日常的業務をタイムリーに遂行すると同時に管理費・修繕積立金の徴収およびその決算報告を行う。円滑機能遂行のため各テナント要望に速やかに対処し、ビル所有の3社との連絡を密にしていく。当協会とテナント間で安全、安心できるビル管理を図っていく。

—共益事業—

会員のために行う事業

- ・行政通知を入手後直ちにホームページに掲載、会員会社に掲載した旨即日に連絡する。コピー必要会員には1週間以内に手元に送付する。行政からの通知文、連絡は速やかに会員に伝え、内容の問い合わせに関しては関係部署に繋ぐ。
- ・薬祖神奉賛会の支援
- ・賀詞交歓会を主催、共催し、行政、関係団体、業界関係者と交流を図る。
- ・共同試験室は年度内に閉鎖し、試験機器は維持会員に無償で提供する。
- ・本町生薬会技術部会の研究成果を受け、会議資料を保存し、部会活動を支援していく。

その他

- ・会議について
 1. 総会 年2回(決算および予算の総会)
 2. 理事会 年4回(四半期毎)
 3. 合同協議会 年1回(12月)
 4. 委員長会議 年1回(2月)を開催する
- ・委員会について
 1. 総務委員会(必要に応じて随時)
 2. 財務委員会 年3回(4月、1月、2月)
 3. 会館運営委員会(必要に応じて随時)
 4. 企画・広報・厚生委員会 年3回(7月、9月、1月)
 5. 薬事法規委員会 年3回(9月、1月、3月)

上記のと通りの枠組みで開催し、諸活動を遂行していく。

以上